

斜線制限等の緩和について							法2条・28条・56条 ・56条の2・58条										
1. 各斜線制限等の緩和は以下のとおりとする。																	
緩和規定	基準法上の道路	通路 ^{*1)}	水路敷 ^{*2)}	河川	線路敷 ^{*3)}	公園 ^{*4)}	条文等										
道路斜線	当該道路の反対側		当該対象の反対側				法56条 令134条										
隣地斜線			当該幅の1/2外側 ^{注1)}				法56条 令135条の3										
北側斜線	当該道路	当該幅の1/2外側			緩和なし		法56条 令135条の4										
高度地区	の反対側						法58条 東京都市計画高度地区										
日影規制	当該幅の1/2外側 ^{注2)}					法56条の2 令135条の12											
延焼ライン	当該対象の中心線		延焼ラインはなし				法2条六号										
採光	当該道路の反対側	当該幅の1/2外側				法28条 令20条											
2. 緩和条件（1.表中の*1）～*4)について）																	
*1) 通路 区が管理している通路で、一般に通行できる空間が確保され、将来払い下げの予定がないもの。																	
*2) 水路敷 区が管理している水路で、一般に通行できる空間が確保され、将来払い下げの予定がないもの。																	
*3) 線路敷 当該敷地の前面すべてに渡り、駅舎等（プラットフォームを含む）がないもの。																	
*4) 公園 中野区公園マップの公園一覧に掲載されている区立公園（ポケットパーク等を除く） ※桃園川緑道も含まれます。 ⇒参照 https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/machizukuri/kouen/kouenannai/kouenmap.html#kouen ただし、隣地斜線に適用する場合は、3.注1）を参照。																	
3. 注意事項																	
注1) 公園の隣地斜線緩和は、下記の都市公園法の近隣公園、地区公園及び総合公園に限る。 平和の森公園、江古田の森公園、江古田公園、哲学堂公園、中野上高田公園 中野四季の森公園、南台いちょう公園、本五ふれあい公園、広町みらい公園 ⇒参照 https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/502000/d004339.html																	
注2) 当該緩和対象の幅が10mを超える場合 緩和対象の反対側境界線から敷地側に5mの線を敷地境界線とみなす。																	
4. 例																	
				<table><tr><td>道路斜線</td><td>a+b</td></tr><tr><td>北側斜線 高度地区</td><td>a+b/2</td></tr><tr><td>日影規制</td><td>(a+b)/2 3.注2)</td></tr><tr><td>延焼ライン</td><td>—</td></tr><tr><td>採光</td><td>a+b/2</td></tr></table>				道路斜線	a+b	北側斜線 高度地区	a+b/2	日影規制	(a+b)/2 3.注2)	延焼ライン	—	採光	a+b/2
道路斜線	a+b																
北側斜線 高度地区	a+b/2																
日影規制	(a+b)/2 3.注2)																
延焼ライン	—																
採光	a+b/2																
参考 建築物の防火避難規定の解説（2023年度版）p.4							作成2022.9.1 修正2025.4.1										